

公立大学法人福知山公立大学における共催、後援等の名義の使用許可に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）における共催、後援等の名義の使用許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 本学と本学以外の団体等（個人を含む。以下「団体等」という。）が、事業の企画、運営等を共同して実施するものをいう。

(2) 後援（協賛、協力、名義使用、その他これに類するものを含む。以下同じ。） 団体等が開催する事業を本学がその趣旨に賛同して、名義の使用を認めるなど外部的に支援するものをいう。

(使用名義)

第3条 使用を許可する名義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公立大学法人福知山公立大学

(2) 福知山公立大学

(3) The University of Fukuchiyama

(4) その他、本学が設置する附属機関、学部等

(許可の基準)

第4条 名義の使用は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。ただし、共催の場合は、第5号を除くことができる。

(1) 教育、学術、文化、又は地域貢献に寄与するものであること

(2) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が社会通念上適当であると認められるものであること

(3) 前号以外に営利を目的としたものにあつては、その額が社会通念上適当であると認められるものであること

(4) 宗教活動、政治活動の一環として行われるものでないこと

(5) 参加者等に生じた損害について、本学が賠償責任を負うものでないこと

(名義の使用許可の申請)

第5条 名義の使用許可を受けようとする団体等の責任者は、名義等使用申請書（別記様式1）により、原則として当該事業開催予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

2 前項の申請においては、本学のロゴマーク及びロゴタイプの使用申請をあわせて行うことができる。

3 同条第1項の申請書には、原則として次の各号に掲げる書類を添付する。

(1) 定款、会則その他団体等の概要が分かるもの

(2) 事業計画書

(3) ポスター、パンフレット、その他参考資料

(4) 第4条第1項第2号もしくは第3号に該当する場合は、収支予算書

4 理事長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の資料の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定により審査し、名義の使用許可または不許可を決定したときは、申請者に通知するものとする。この場合において、名義の使用を許可（別記様式2）するときには、必要に応じて条件を付すことができる。

2 名義の使用は、申請する事業のみとし、期間は承認した日から当該事業終了時までとする。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名義等使用許可通知書に記載された事項によること。

(2) 事業計画に変更があった場合は、直ちに理事長に届け出ること。

(3) 当該事業を開催するにあたり、本学の施設、ロゴマーク等を使用する場合は、本学の諸規則の定めるところによること。

(許可の取消し)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 申請書等に虚偽の記載があったとき。

(2) この規程の規定又は本学が付した条件に違反したことが判明したとき。

(3) その他名義を使用させることが不相当と認めるとき。

2 理事長は、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させるときは、団体等に通知する。

3 同条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

(事業終了の報告)

第9条 名義の使用許可を受けた団体等の責任者は、事業終了後、速やかに名義等使用報告書(別記様式3)を理事長に提出しなければならない。

(事務)

第10条 名義の使用許可に関する事務は、総務企画・財務グループにおいて処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本学の名義の使用許可に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

(別記様式1) 名義等使用申請書

(別記様式2) 名義等使用承認決定通知書

(別記様式3) 名義等使用報告書